

## 5 知能犯罪

### (1) 贈収賄事件

平成14年上半期の贈収賄事件の検挙事件数は32件、検挙人員は93人で、多摩市長らによる廃棄物の収集運搬業務委託等をめぐる贈収賄事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している（図表1 - 35）。

図表1 - 35 贈収賄事件の検挙事件数・人員の推移

区分	年次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14
					(1～6月)	(1～6月)
検 挙 事 件 数		71件	67	64	85	32
検 挙 人 員		240人	195	187	279	93

注：検挙人員は、各年中に検挙した事件に関し送致した被疑者（当該翌年から平成14年6月末までに送致した者を含む。）の数である。

#### 【事例1】八代市長による職員採用をめぐる収賄事件（熊本）

八代市長(73)は、平成9年度の同市職員の採用に関し、採用試験に合格させた上、同市職員として採用してもらいたい旨の請託を受け、その謝礼として、平成9年11月ころ及び同年12月ころ、各受験者の関係者から現金合計500万円を収受した（2月1日検挙）。

#### 【事例2】元真岡市長らによる在宅介護支援センター運営事業委託をめぐる贈収賄事件（栃木）

元真岡市長(77)は、真岡市在宅介護支援センター運営事業に関し、社会福祉法人に在宅介護支援センターの運営を委託することを前提に、同市が同社会福祉法人による同センターの設置に同意する旨の意見書を栃木県に提出して貰いたいとの請託を受け、その謝礼として、平成12年2月ころ及び同年3月ころの2回にわたり、社会福祉法人元理事長(75)らから現金合計100万円を収受した（2月20日検挙）。

#### 【事例3】多摩市長らによる廃棄物の収集運搬業務委託等をめぐる贈収賄事件（警視庁）

多摩市長(44)は、多摩市が発注する廃棄物の収集運搬業務に関し、同収集運搬業務の委託を受けたい趣旨で供与されることを知りながら、平成11年10月ころ、一般産業廃棄物等の収集運搬処理会社社長(52)から現金600万円を収受するとともに、市長に当選した場合、担当する同市発注の水道施設工事に、他社よりも多く指名業者に選定して貰いたい旨の請託を受け、その謝礼として、同年3月ころから同年4月ころまでの間、前後4回にわたり、設備会社社長(57)から現金合計1,000万円の供与を受け、同年5月、同市長に就任し、将来担当すべき職務に関し、請託を受けて賄賂を収受した（2月23日検挙）。

#### 【事例4】財務省近畿財務局上席金融証券検査官らによる検査情報漏洩をめぐる贈収賄事件（大阪）

財務省近畿財務局検査官(46)は、信用組合に対して実施する検査に関し、検査時期・体制・内容等の検査情報及び対応策などを教示したことの謝礼及び将来にわたり同様の便宜を計ってほしい趣旨で供与されることを知りながら、平成11年5月ころから同年8月ころにかけて、信用組合理事長(62)らから、代金合計約4万円相当の飲食接待を受けるとともに、現金20万円、約20万円相当のタクシーチケット及び5万円相当の商品券を収受した（4月23日検挙）。

## (2) あっせん利得処罰法違反事件

平成13年3月1日に施行されたあっせん利得処罰法を初適用し、1件2人を検挙している。

【事例】橋本市議会議員らによる公共工事の指名業者選定をめぐるあっせん利得処罰法違反事件（和歌山）

橋本市議会議員(42)は、橋本市発注の公共工事に関し、自己の権限に基づく影響力を行使して、土木建設業者を入札に参加させるように、同市担当者にあっせんしたことの謝礼として、平成13年10月ころ、土木建設業経営者(38)から現金50万円を収受した（5月9日検挙）。

## (3) 入札妨害・談合事件

平成14年上半年期の偽計入札妨害事件の検挙事件数は6件、検挙人員は21人である。

【事例】建設省北陸地方建設局横川ダム工事事務所長（当時）らによる公共工事発注をめぐる偽計入札妨害事件（山形）

建設省横川ダム工事事務所長(54)らは、平成12年3月執行の横川ダム事務所発注工事に係る指名競争入札に関し、予定価格に近接した金額を建設会社社長に教示して、同建設会社に落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した（5月1日検挙）。

## (4) 選挙違反事件

一般地方選挙において、市幹部職員・各種議会議員等を検挙している。

【事例1】横浜市長選挙における現金買収事件（神奈川）

横浜市幹部職員(50)は、3月ころ、選挙運動者1名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金100万円を供与した（5月1日検挙）。

【事例2】倉吉市長選挙における現金買収事件（鳥取）

倉吉市議会議員(66)らは、3月ころ、同市市議会議員十数名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、それぞれ現金5万円を供与し、又は同額の供与の申込みをした（5月11日検挙）。

【事例3】上中町長選挙における現金買収及び供応買収事件（福井）

上中町長(67)らは、平成13年8月ころから同年9月ころまでの間、選挙人数十名に対し、投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、商品券数万円相当を供与し、又は約1万円相当の酒食の供応接待をした（6月19日検挙）。

## (5) 公務員犯罪

公務員犯罪については、徳島大学医学部教授らによる多額詐欺事件等を検挙している。

【事例】徳島大学医学部教授らによる補助金還付をめぐる多額詐欺事件（徳島）

徳島大学医学部教授(52)は、同医学部講師(46)と共謀の上、厚生省所管の医療技術評価総合研究事業に係る補助金に関し、平成11年2月ころから平成13年9月ころまでの間、前後5回にわたり、交付を受けた補助金に余剰金を生じさせ、その返還を免れるべく全額使用した旨虚偽の実績報告書を同省に提出して、合計約3,100万円の財産上不法の利益を得た（1月28日検挙）。

## (6) 金融・不良債権関連事犯

平成14年上半期の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は87件で、前年同期に比べ22件(20.2%)減少している。検挙件数の内訳を見ると、「融資過程における金融・不良債権関連事犯」が12事件の減少、「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」が13件の減少、「その他の金融機関の役職員による金融・不良債権関連事犯」が3件の増加となっている(図表1-36)。

図表1-36 金融・不良債権関連事犯の検挙件数の推移

区 分	年 次	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	
						(1~6月)	(1~6月)
総 計		214 (85)件	198 (102)	216 (117)	202 (101)	109 (52)	87 (39)
融 資 過 程		23 (11)	33 ( 18)	28 ( 19)	44 ( 27)	28 (16)	16 ( 6)
債 権 回 収 過 程		107 (74)	103 ( 84)	117 ( 98)	93 ( 74)	48 (36)	35 (32)
その他の金融機関役職員		84 ( 0)	62 ( 0)	71 ( 0)	65 ( 0)	33 ( 0)	36 ( 1)

注:( )内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を指す。

### ア 融資過程における金融・不良債権関連事犯

平成14年上半期の金融・不良債権関連事犯のうち、融資過程における背任・詐欺事件等の検挙事件数は16件であり、破たんした信用組合のトップらによる背任事件等の社会的反響の大きい事件を検挙している。

#### 【事例1】信用組合元代表理事会長らによる背任事件(大阪)

信用組合元代表理事会長(84)らは、共謀の上、自己及び同会長が実質支配するゴルフ場経営会社の利益を図り、同組合に損害を加える目的をもって、同組合の任務に背き、同社が実質的に経営破たんに陥っていた上、有効な担保余力のある資産を保有していないことを知りながら、十分な担保を徴求しないなど貸付金を安全確実に回収するための適切な措置を講ずることもなく、平成9年9月から同11年3月までの間、数十回にわたり、同社に対し総額約51億円の貸付を実行し、同組合に同額の財産上の損害を加えた(1月25日検挙)。

#### 【事例2】都市銀行元支店長らによる商法違反(特別背任)事件(警視庁)

都市銀行元支店長(49)らは、共謀の上、自己及び衣料品販売会社の利益を図り、同行に損害を加える目的をもって、同社が債務超過の状態にあり、同社の代表取締役の資産状態も不良であることを知りながら、営業店長の専決規程に基づく融資条件を満たすよう、内容虚偽の決算書類、個人信用書類等を作成するとともに、同社の商号を変更して同社が同行の新規顧客であるかのように装った上、同決算書類等を提出するなどし、平成10年12月から同11年1月までの間、数回にわたり、同社に対して総額4,800万円の貸付を実行し、同銀行に同額の財産上の損害を加えた(3月6日検挙)。

### イ 債権回収過程における金融・不良債権関連事犯

平成14年上半期の金融・不良債権関連事犯のうち、金融機関の債権回収過程における民事執行を妨害するなどした競売入札妨害、強制執行妨害、公正証書原本不実記載事件等の検挙事件数は35件となっている。

## ウ その他の金融機関役職員による金融・不良債権関連事犯

平成14年上半期の金融・不良債権関連事犯のうち、金融機関役職員による詐欺、横領事件等（(1)及び(2)で掲げた事例を除く。）の検挙事件数は36件となっている。

### 【事例】信用組合元支店長による詐欺等事件（岐阜）

信用組合元支店長(51)は、預かり金名下に金員を詐取しようと企て、平成13年12月ころ、顧客に対し、預かった現金全額を同人の親族名義の預金口座に入金するかのように虚偽の事実を申し向けて、同人を誤信させ、同人から現金500万円の交付を受けたほか、平成10年10月から同12年5月までの間、数十回にわたり、顧客から業務上預かり保管中の現金等約2,900万円を自己の用途に充てる目的で着服横領した（1月26日検挙）。

## (7) 企業犯罪

平成14年上半期の企業犯罪については、会社元役員らによる詐欺事件、会社元社長らによる会社更生法違反事件等を検挙している。

### 【事例】食肉製品製造販売会社元役員らによる詐欺事件（兵庫・北海道・警視庁・埼玉合同）

食肉製品製造販売会社元役員(61)らは、共謀の上、牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）対策として政府が実施する国産牛肉の買い上げ事業に関し、平成13年11月ころ、同事業の実施主体である協同組合に対し、同事業の対象でない輸入牛肉を含む合計約28万キログラムの牛肉がすべて同事業の対象である国産牛肉であるかのように装って、買入方を申し込み、同14年1月ころ、同組合から売買代金の一部として、約1億9,600万円の振込入金を受けた（5月10日検挙）。

## (8) 一般知能犯罪

一般知能犯罪については、地面師グループによる不動産売買名下の多額詐欺事件のほか多額取込み詐欺事件、業務上横領事件等を検挙している。

### 【事例】地面師グループによる不動産売買名下の多額詐欺事件（警視庁）

被疑者(48)らは、共謀の上、平成13年12月ころ、山林及び建物付宅地の所有者になりすまし、不動産会社従業員らに対し、同山林等の再売買予約付不動産売買契約を申し込み、公証人に、同社に売却する契約が成立した旨の内容虚偽の公正証書作成申立をするなどした上、同売買代金の交付方を請求し、同代表取締役をその旨誤信させ、現金及び小切手（総額約2億2,300万円）の交付を受けた（4月22日検挙）。

## (9) 偽造犯罪

平成14年上半期の偽造銀行券の押収枚数は約9,800枚で、昨年中の総押収枚数7,613枚を既に上回っている。また、平成13年夏以降、近畿、中部、関東地方等において、遊技場の両替機や清涼飲料水等の自動販売機に対して偽造千円券・一万円券が行使される事件が発生しており、これまでに全国で偽造千円券を約8,700枚（うち平成14年中約5,800枚）、偽造一万円券を約900枚（うち平成14年中約670枚）押収している。

通貨偽造罪等の検挙事件数は26件、検挙人員は45名（昨年中では通貨偽造罪等で33件、被疑者51名を検挙）であり、年始賑わう商店街等で来日外国人らが偽造一万円券を行使した事件、昨年夏以降発生している清涼飲料水等の自動販売機に行使可能な細工が施された偽造銀行券行使事件等を検挙している。

**【事例1】来日外国人らによる偽造一万円券行使事件（警視庁、静岡、大阪）**

1月、東京都、静岡県、大阪府の商店街等において、10年前に行使されたものと同じの特徴を有する精巧な偽造一万円券が行使され、行使被疑者として来日外国人13名を検挙するとともに、共犯被疑者を国際手配している。

**【事例2】自動販売機を対象とした日本銀行千円券偽造・同行使事件（大阪）**

被疑者(30)らは、自動販売機に行使可能な細工を施した日本銀行千円券を約150枚偽造し、平成13年11月ころから同14年1月ころまでの間、大阪府内の公衆電話ボックス内設置のテレホンカード自動販売機等に挿入して行使した（2月12日検挙）。

**【事例3】高額紙幣両替機を対象とした日本銀行一万円券偽造・同行使事件（京都）**

被疑者(38)は、自動販売機に行使可能な細工を施した日本銀行一万円券を約20枚偽造し、1月ころから3月ころまでの間、京都府内の遊技場設置の両替機等に挿入して行使した（3月6日検挙）。